

2025年4月19日

ご加入者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

「三菱UFJ 純金ファンド〈愛称：ファインゴールド〉」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、対象ファンドにつきまして、下記の約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件約款変更についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関して、ご加入者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

三菱UFJ 純金ファンド〈愛称：ファインゴールド〉

2. 約款変更日

2025年4月19日（土）

3. 変更内容

ファンドのパフォーマンス向上のため、有価証券の貸付（以下、レンディング）を開始し品貸料を收受する予定です。收受した収益については、一部（50%超）をファンドの純資産に組み入れるとともに、一部（50%未満※）を信託報酬として委託会社（弊社）と受託会社が收受いたします。そのため、信託報酬等に関する約款の記載を変更いたします。

くわしくは、別紙の「約款変更 新旧対照表」をご確認ください。

※具体的には、49.5%（税抜45.0%）以内とします。

4. レンディングについて

レンディングとは、保有する有価証券等の一部を証券会社等に貸し付け、借り手から品貸料を獲得する取引です。本件変更後、レンディングを行った場合に品貸料として得られた収益は、その一部を信託報酬として委託会社と受託会社が受け取り、残りの部分については、ファンドの収益として残ります。

なお、借り手の決済不履行リスクについては、弊社にて取引先の信用力や与信枠などのモニタリングを実施します。さらに、レンディングの評価額に対して100%超の担保を弊社が受け入れ、取引の保全を図ります。

5. 目論見書の記載変更について

2025年4月19日の定例改版時に、目論見書の記載を一部変更しました。変更箇所につきましては、別紙をご参照ください。

以上

このお知らせに関するお問い合わせ先

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)】

ご加入者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある運営管理機関へお問い合わせください。

約款変更 新旧対照表

三菱UFJ 純金ファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(信託報酬等)</p> <p>第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. 第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額</p> <p>2. 第26条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合には、零とします。）とすることがあります。以下同じ。）の100分の50未満の額</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、<u>第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額</u>とします。</p> <p>②～③ (略)</p>

目論見書の記載変更

変更後:赤枠部分を追記いたしました。

■ファンドの費用・税金												
 ファンドの費用												
投資者が直接的に負担する費用												
<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>購入時手数料</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>販売会社</td><td>購入価額に対して、上限1.1% (税抜 1%) (販売会社が定めます)</td><td>ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等</td></tr><tr><td colspan="3">(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)</td></tr></tbody></table>				支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容	販売会社	購入価額に対して、 上限1.1% (税抜 1%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等	(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)		
支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容										
販売会社	購入価額に対して、 上限1.1% (税抜 1%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等										
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)												
信託財産留保額 ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。 日々の純資産総額に対して、 年率0.55% (税抜 年率0.5%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。										
		<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>配分(税抜)</td><td>0.225%</td><td>0.225%</td><td>0.05%</td></tr></tbody></table>		支払先	委託会社	販売会社	受託会社	配分(税抜)	0.225%	0.225%	0.05%	
支払先	委託会社	販売会社	受託会社									
配分(税抜)	0.225%	0.225%	0.05%									
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。												
(有価証券の貸付の指図を行った場合) 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料の 49.5% (税抜 45.0%)以内 の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。 委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。												
		<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>										
投資対象とする ETF		<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr></tbody></table>		支払先	対価として提供する役務の内容	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等			
支払先	対価として提供する役務の内容											
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等											
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等											
投資対象ETFの純資産総額に対して 年率0.44% (税抜 年率0.4%) (運用および管理等にかかる費用)												
当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.99%程度 (税抜 年率0.9%程度) ※投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。 (2025年1月末現在) ※上記料率は今後変更となる場合があります。												
その他の費用・手数料		以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。										
※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。												
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。												

変更前

■ファンドの費用・税金												
 ファンドの費用												
投資者が直接的に負担する費用												
<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>購入時手数料</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>販売会社</td><td>購入価額に対して、上限1.1% (税抜 1%) (販売会社が定めます)</td><td>ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等</td></tr><tr><td colspan="2">(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)</td><td></td></tr></tbody></table>			支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容	販売会社	購入価額に対して、 上限1.1% (税抜 1%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等	(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容										
販売会社	購入価額に対して、 上限1.1% (税抜 1%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等										
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)												
信託財産留保額 ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用												
運用管理費用 (信託報酬)	当該ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率0.55% (税抜 年率0.5%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払への配分(税抜)は、次の通りです。										
		<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.225%</td><td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、自論見書等の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.225%</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.05%</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr></tbody></table>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.225%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、自論見書等の作成等	販売会社	0.225%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.225%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、自論見書等の作成等										
販売会社	0.225%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等										
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等										
※上記各支払への配分には、別途消費税等相当額がかかります。												
	投資対象とする ETF	投資対象ETFの純資産総額に対して 年率0.44% (税抜 年率0.4%) (運用および管理等にかかる費用)										
	実質的な負担	当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.99%程度 (税抜 年率0.9%程度) ※投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。 (2024年7月末現在) ※上記料率は今後変更となる場合があります。										
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。											
※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヶ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。 ※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。												

変更後：赤枠部分を追記いたしました。

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドから金地金へ交換することはできません。また、ファンドで直接金地金を保有することはできません。
- ・ファンドの組入上場有価証券の市場価格と金地金の指標価格は、組入上場有価証券における信託報酬等のコスト負担等により一致した推移となることをお約束するものではなく、ファンドにおいても信託報酬等のコスト負担等により基準価額が指標価格と一致した推移となることをお約束するものではありません。

(ご参考) 借り手の決済不履行リスクについては、弊社にて取引先の信用力や与信枠などのモニタリングを実施します。さらに、レンディングの評価額に対して100%超の担保を弊社が受け入れ、取引の保全を図ります。

変更前

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドから金地金へ交換することはできません。また、ファンドで直接金地金を保有することはできません。
- ・ファンドの組入上場有価証券の市場価格と金地金の指標価格は、組入上場有価証券における信託報酬等のコスト負担等により一致した推移となることをお約束するものではなく、ファンドにおいても信託報酬等のコスト負担等により基準価額が指標価格と一致した推移となることをお約束するものではありません。

以上